



付する認可状の認証に關する法律公布の件  
は、奏上のとおり公布を奏請することとしたし  
たい。

外國の領事官に交付する認可状の認証に  
關する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月十一日

内閣総理大臣

法律第百八十二号

(奏上のとおり。)

外務大臣

内閣総理大臣

内閣

付する認可状の認証に関する法律公布の件  
は、奏上りとおひり公布を奏請することといたし  
たい。

外国の領事官に交付する認可状の認証に  
関する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年六月一日

内閣総理大臣

外務大臣

内閣総理大臣

(奏上りとおひり。)

法律第二十号

国会は外国の領事官に交付す  
る認可状の認証に関する法律  
の公布を奏上いたします。

昭和二十七年六月六日

衆議院議長 林 譲治



衆議院事務総長大池 眞



外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律

外国の領事官に交付する認可状は、天皇が、認証する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

十日付同氏

27  
5  
10

昭和二十七年五月 日

内閣官房長官  
内閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長

# 内閣総理大臣

## 法務総裁

木村 国務大臣

広川 国務大臣

吉武 国務大臣

周東 国務大臣

岡崎 国務大臣

高橋 国務大臣

野田 国務大臣

山崎 国務大臣

池田 国務大臣

村上 国務大臣

大塚 国務大臣

国務大臣

天野 国務大臣

佐藤 国務大臣

岡野 国務大臣

国務大臣

為

近

五

五

智

注

印

五

角

義

角

一

近

案

別紙外務大臣請議外国の領事官に交付する  
認可状の認証に関する法律案

を審査したが、右は請議のよろに閣議決定の上、  
国会に提出せられてよいと認める。

法律案

呈案附箋の通り。

外国の領事官に交付する認可状の認証に  
関する法律案

右

国会に提出する。

昭和二十七年五月十日家へ

内閣総理大臣







外務省

外務省

照由を具し了閣議を承る。

「外国の領事官の交付せる認可状の認証に関する法律」

「外国の領事官の交付せる認可状の認証に関する法律」

内閣総理大臣 吉田 文 選

外務大臣 岡 田 謙 吉



昭和二十五年五月十日

總策三三三三号

Handwritten notes in the left margin of the right page.

Vertical text on the right side of the left page.

外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律

外国の領事官に交付する認可状は、天皇が、認証する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

外務省

250-107

理由を具して附録を添ふる。

「外国の領事官に交付せる認可状は、領事官の職務に關する法律案」

「外国の領事官に交付せる認可状は、領事官の職務に關する法律案」

この法律案は、入公事の目録に載行せる。

欄 頃

外国の領事官に交付せる認可状は、天皇が、認可せる。

外国の領事官に交付せる認可状は、天皇が、認可せる。



理由

外国の領事官に交付する認可状は、天皇が認証することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外務省

「日本国憲法」(第七条)

一、内閣は、法律案を提出する。
   
 二、法律案は、衆議院及び参議院の両院で議決される。
   
 三、衆議院及び参議院の両院で議決された法律案は、天皇の御裁可を経て公布される。
   
 四、法律案は、衆議院及び参議院の両院で議決された後、天皇の御裁可を経て公布される。
   
 五、法律案は、衆議院及び参議院の両院で議決された後、天皇の御裁可を経て公布される。
   
 六、法律案は、衆議院及び参議院の両院で議決された後、天皇の御裁可を経て公布される。
   
 七、法律案は、衆議院及び参議院の両院で議決された後、天皇の御裁可を経て公布される。
   
 八、法律案は、衆議院及び参議院の両院で議決された後、天皇の御裁可を経て公布される。
   
 九、法律案は、衆議院及び参議院の両院で議決された後、天皇の御裁可を経て公布される。
   
 十、法律案は、衆議院及び参議院の両院で議決された後、天皇の御裁可を経て公布される。

日本国憲法（昭和二十一年十一月三日公布）

- 第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に關する行為を行ふ。
- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
  - 二 国会を召集すること。
  - 三 衆議院を解散すること。
  - 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
  - 五 国務大臣及び法律の定めるところの官吏の任免並びに全權委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
  - 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
  - 七 栄典を授与すること。
  - 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
  - 九 外国の大使及び公使を受け受すること。
  - 十 儀式を行ふこと。

「外務公務員法」(第九條)

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）

（信任状等の認証）

第九条 大使及び公使の信任状及び解任状、全権委任状並びに領  
領官の委任状は、天皇がこれを認証する。

外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律案  
外国の領事官に交付する認可状は、天皇が、認証する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

外国の領事官に交付する認可状は天皇が認証することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。